

# 糸魚川市職員懲戒処分等指針

平成 26 年 12 月策定  
令和 2 年 6 月改正  
糸 魚 川 市

## 1 基本事項

本指針は、代表的な事由について標準的な処分の程度を例示したものである。具体的な処分にあたっては、次の項目により判断し、決定する。

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように判定すべきか。
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか。

## 2 懲戒処分等の種類

### (1) 懲戒処分

懲戒処分は、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、糸魚川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に従い、任命権者（市長等）が通知書により、職員の非違行為に対して懲罰として行う次の処分をいう。

- ① 免 職 勤務関係から排除する処分
- ② 停 職 1 日以上 6 月以下の間、職務に従事させない処分
- ③ 減 給 1 日以上 6 月以下の間、給料の月額額の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減ずる処分
- ④ 戒 告 非違行為に係る責任を確認させ、その将来を戒める処分

### (2) 懲戒処分以外の処分

職員の非違行為に対してその責任を確認させ、その将来を戒めるために行う処分で、上記(1)に該当しない次の処分をいう。

- ① 訓 告 任命権者が文書により行う注意
- ② 嚴重注意 任命権者が口頭により行う嚴重な注意
- ③ 口頭注意 任命権者が口頭により行う注意

### 3 懲戒処分の標準例

#### (1) 一般服務関係

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>欠勤</b>				
正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員			●	●
正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員		●	●	
正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員	●	●		
<b>遅刻・早退</b>				
正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員（当該遅刻又は早退により勤務を欠いた場合は、時間数を日数換算の上、欠勤の例による）				●
<b>休暇の虚偽申請</b>				
病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員			●	●
<b>勤務態度不良</b>				
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●
<b>職場内秩序を乱す行為</b>				
他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		●	●	
他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			●	●
<b>虚偽報告</b>				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			●	●
<b>違法な職員団体活動</b>				
地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員			●	●
地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおった職員	●	●		
<b>秘密漏えい</b>				
職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	●	●		
自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	●			
具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●
<b>政治的目的を有する文書の配付</b>				
政治的目的を有する文書を配布した職員				●

(1) 一般服務關係（続き）

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>無許可の兼業等</b>				
営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員			●	●
<b>入札談合等に関与する行為</b>				
入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害するべき行為を行った職員	●	●		
<b>個人の秘密情報の目的外収集</b>				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			●	●
<b>公文書の不適正な取扱い</b>				
公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員	●	●		
決裁文書を改ざんした職員	●	●		
公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		●	●	●
<b>セクシュアル・ハラスメント</b>				
暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	●	●		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を繰り返した職員		●	●	
執拗な繰り返しにより、強度の心的ストレスの重積による精神疾患をり患させた職員	●	●		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員			●	●

(1) 一般服務関係（続き）

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>パワーハラスメント</b>				
パワーハラスメント（人事院規則 10-16 第 2 条に規定するパワーハラスメント。以下同じ。）を行ったことにより、著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員		●	●	●
パワーハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワーハラスメントを繰り返した職員		●	●	
パワーハラスメントを行ったことにより、強度の心的ストレスの重積による精神疾患をり患させた職員	●	●	●	
<b>内部通報</b>				
非違行為の事実を関係機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした職員		●	●	
事実をねつ造した通報をした職員		●	●	●
<b>法令等違反・不適正な事務処理等</b>				
職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた職員		●	●	●
<b>利害関係者からの贈与等</b>				
金銭又は物品の贈与を受けた職員	●	●	●	●
金銭の貸付を受けた職員			●	●
無償で物品の貸付を受けた職員			●	●
供応接待を受けた職員			●	●
<b>報告関係等</b>				
他の職員が、糸魚川市職員倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り又は享受した職員	●	●	●	●
倫理違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし、又は隠ぺいした職員		●	●	●
部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認した職員		●	●	●

※処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も考慮の上、判断するものとする。

上記のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め、懲罰委員会等において、総合的に考慮の上、判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

また、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び同様の非違行為を行った場合、又は服務上の事故報告を怠り若しくは遅延した場合は、量定を加重する。

## (2) 公金等取扱い関係

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>横領</b>				
公金又は市の財産を横領した職員	●			
<b>窃取</b>				
公金又は市の財産を窃取した職員	●			
<b>搾取</b>				
人を欺いて公金又は市の財産を交付させた職員	●			
<b>紛失</b>				
公金又は市の財産を紛失した職員			◎	●
<b>盗難</b>				
重大な過失により公金又は市の財産の盗難に遭った職員			◎	●
<b>市の財産の損壊</b>				
故意に職場において市の財産を損壊した職員			●	●
<b>失火</b>				
過失により、職場において市の財産の出火を引き起こした職員			◎	●
<b>諸給与の違法支払・不適正受給</b>				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			●	●
<b>公金又は市の財産の処理不適正</b>				
自己保管中の公金の流用等、公金又は市の財産の不適正な処理をした職員		◎	●	●
<b>コンピュータの不適正使用</b>				
職場のコンピュータを職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員			●	●

◎は国の指針より重い

### (3) 公務外非行関係

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
放火				
放火をした職員	●			
殺人				
人を殺した職員	●			
傷害				
人の身体を傷害した職員		●	●	
暴行・けんか				
人を傷害するに至らないまでも、暴行を加え、又はけんかをした職員			●	●
器物損壊				
故意に他人の物を損壊した職員			●	●
横領				
自己の占有する他人の物（公金及び市の財産を除く。）を横領した職員	●	●		
遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員			●	●
窃盗・強盗				
他人の財物を窃取した職員	●	●		
暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	●			
詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	●	●		
賭博				
賭博をした職員			●	●
常習として賭博をした職員		●		
麻薬・覚せい剤等の所持又は使用				
麻薬・危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	●			
酩酊による粗野な言動等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員			●	●
淫行				
18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	●	●		
痴漢行為				
公共の場所又は乗物等において痴漢行為をした職員		●	●	
盗撮行為				
公共の場所又は乗物等において盗撮行為をした職員		●	●	

#### (4) 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>飲酒運転</b>				
酒酔い運転をした職員	●	●		
人身事故（死亡・傷害事故）があった場合	●			
酒気帯び運転をした職員	●	●	●	
人身事故（死亡・傷害事故）があった場合	●	●		
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●			
酒酔い又は酒気帯び運転した職員の自動車に同乗していた職員（ほう助又は黙認した職員）及び酒酔い又は酒気帯び運転を制止しなかったなど、義務を怠った職員	●	●	●	●
<b>人身事故（飲酒運転以外）</b>				
人身事故を起こし、相手方を死亡させ、又は重傷を負わせた職員	●	●	●	
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●	●		
人に傷害を負わせた職員			●	●
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合		●	●	
<b>物損事故等（交通法規違反を伴うもの）</b>				
著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		●	●	●
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合		●	●	

※糸魚川市交通事故等による職員の懲戒の手續及び効果に関する規程に基づき、判断するものとする。

※処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上、判断するものとする。

※管理監督者である上司の責任が認められる場合は、その上司に対して減給、戒告又は訓告処分を科することができる。

#### (5) 監督責任関係

事由・態様等	免職	停職	減給	戒告
<b>指導監督不適正</b>				
部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた職員			●	●
<b>非行の隠ぺい・黙認</b>				
部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		●	●	

※表中の赤字部分は令和2年6月1日追記



## 4 内部通報等

### (1) 公益通報者の保護

非違行為の事実を関係機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。(糸魚川市公益通報に関する要綱による)

### (2) 量定の軽減

非違行為の事実を自ら発覚前に申し出た職員に対しては、懲戒処分の方量を軽減することができるものとする。

## 5 懲戒処分の公表基準

### (1) 目的

懲戒処分の内容等を公表することにより、市民に信頼される公正で透明な市政の確立、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の発生を未然に防止することを目的とする。

### (2) 公表対象

- ①地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- ②刑事事件に関し、起訴された場合の分限休職処分

### (3) 公表内容

事案の概要、処分内容及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報について、個人が識別されない内容を基本として公表する。

免職の場合は、原則として被処分者の氏名についても公表する。

なお、免職以外の処分であっても、社会的影響が重大である場合などは、被処分者の氏名を公表することがある。

### (4) 公表の例外

被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、市に不利益が及ぶおそれのある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

### (5) 公表時期

懲戒処分等を行った後、速やかに公表するものとする。

ただし、飲酒運転や人身事故等を伴わない交通法規違反に係る処分については、事案の概要及び処分内容を一括して公表するものとする。

### (6) 公表方法

市ホームページ等への掲載又は報道機関等への資料提供によるものとする。

## 6 その他（参考）

懲戒処分において「免職」とならない場合であっても、次の例により、「免職」又は「失職」となる場合がある。

### (1) 分限免職

- ① 勤務実績が良くない場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- ③ 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合 など

※地方公務員法第 28 条第 1 項及び糸魚川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の規定に基づき、職員の意に反して免職することができる。

### (2) 失職（欠格条項該当）

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 成年被後見人又は被保佐人 など

※地方公務員法第 16 条（第 3 号を除く）の欠格条項に該当した場合、同法第 28 条第 4 項の規定に基づき、公務員としての職を失うこととなる。（失職）